

富士市議会議長 米山 享範 様

富士市長 小長井 義正

文書質問について（回答）

令和 4 年 4 月 26 日付け富議発第 12 号による文書質問について、次のとおり回答します。

1 利用規則の変更について

利用規則は、指定管理者が作成したふじかぐやの湯利用約款第 6 条に基づき、ふじかぐやの湯の利用者に遵守していただきたい事項について、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）や富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例（令和元年富士市条例第 33 号）等の関係法令を踏まえた上で、管理上必要となる詳細を定めたものとなっています。

ふじかぐやの湯ではこれまで、暴力団関係者の排除に向けて、館内の暴力団排除の掲示を増やすことや暴力団関係者と疑われる場合の警察への照会等の対策を実施してきましたが、それらの対策を講じた後にも、他の利用者を畏怖させるような入れ墨等を露出したまま施設の利用が可能であることに関して、多くの利用者から威圧感や恐怖感を感じるといったご意見をいただきました。

そのため、暴力団関係者の排除に向けた取組を更に強化すべく、市と指定管理者との間で協議を行い、暴力団関係者と強く疑われる入れ墨など、他の利用者を畏怖させるような入れ墨等をしている利用者がラッシュガード等を着用し露出を隠して施設を利用するよう 5 月 1 日から利用規則を変更しました。

しかしながら、このことにより、入れ墨等を露出したままのみでの利用が、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白ではないにもかかわらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 2 項に規定する施設の利用を拒むことができる正当な理由に該当し、入れ墨等の露出を隠さなければ施設の利用を拒むかのような不適切な表現となってしまいました。

既に利用規則を変更前の内容に戻すとともに、掲示について削除していますが、行き過ぎた表現の掲示をしたことで、市民の皆様にご不安や不快な思いをさせたことをお詫びします。

なお、利用約款及び利用規則は、ふじかぐやの湯の下足室内に掲示していますが、5 月 6 日からは、施設ウェブサイトでも閲覧が可能となっています。

2 タトゥーの露出を完全に隠すことができない場合の対応について

入れ墨等の露出を完全に隠すことができない場合についても施設を利用することがで

きますが、引き続き、他の利用者から威圧感や恐怖感を感じるといった声をいただいた場合には、入れ墨等をした利用者に対しラッシュガード等の着用をお願いし、全ての利用者が気持ちよく利用できる環境となるよう努めていきます。

施設ウェブサイト等への掲示については、入れ墨等を露出したままのみでの利用が、他の利用者にも著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白ではないにもかかわらず、法第244条第2項に規定する施設の利用を拒むことができる正当な理由に該当し、入れ墨等の露出を隠さなければ施設の利用を拒むかのような不適切な表記となっていましたので、「暴力団関係者と強く疑われる入れ墨など、他の利用者を畏怖させるような入れ墨等を露出している場合は、テーピングやラッシュガード等を着用の上、露出がない状態でご利用いただきますよう、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。」と文言を修正し、再度掲示することとします。

3 表現の自由としてタトゥーを隠すことを拒んだ場合の対応について

表現の自由として入れ墨等を隠すことを拒んだ場合についても施設を利用することができますが、引き続き、他の利用者から威圧感や恐怖感を感じるといった声をいただいた場合には、入れ墨等をした利用者に対しラッシュガード等の着用をお願いし、全ての利用者が気持ちよく利用できる環境となるよう努めていきます。

施設ウェブサイト等への掲示については、2に示した内容に文言を修正し、再度掲示することとします。

4 法令との関連について

法第244条第2項に規定する施設の利用を拒むことができる正当な理由や、同条第3項に規定する不当な差別的取扱いに該当するかどうかは、個別具体的に判断することとなります。

しかし、その者に公の施設を利用させると他の利用者にも著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合や、その他公の施設の利用に関する条例等に違反して公の施設を利用しようとする場合等は、正当な理由に該当し、施設の利用を制限できるものと考えます。

そのため、公の施設において「多数が不快に思うこと」が、正当な理由に該当する場合は、個々具体的に判断することとなりますが、このことのみをもって一部の市民の施設の使用を制限することはできないものと考えます。